

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

あしたはれるや株式会社（事業所名：ヘルパー派遣事業所 VAMOS TOKYO CHOFU）の介護職員等特定処遇改善加算における職場環境改善の取り組み内容及び加算の取得状況について開示いたします。

介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年度の介護報酬（障害福祉サービス等報酬）改定において、介護職員の処遇改善を目的として介護職員等特定処遇改善加算が設けられました。従来の介護職員処遇改善加算が介護職員全体を対象としていたのに対し、介護職員等特定処遇改善加算は特に技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的として設けられています。

介護職員等特定処遇改善加算の取得要件

- 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること。
- 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件の中で、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の各区分について、1つ以上の取り組みを行っていること。
- 介護職員処遇改善加算にもとづく取り組みについて、ウェブサイトへの掲載等を通じて情報公開（見える化）を行っていること。

職場環境等要件の提示

見える化要件にもとづき、処遇改善に関する具体的な取り組み内容及び特定加算の取得状況を下記に提示いたします。

■ 資質の向上

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修（喀痰吸引等の医療的ケア研修）の受講支援等。
- 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保。

■ 労働環境・処遇の改善

- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備。

■その他

●介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化。

●障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮。

加算取得状況

サービス種別	処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算
居宅介護	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	取得
重度訪問介護	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	取得

■賃金改善を行う賃金項目及び方法

●処遇改善加算（特定含む）

正社員は月額 25,000 円以上を処遇改善手当として支給する。

時間給社員は 1 時間あたり 250 円以上を処遇改善手当として支給する。

●ベースアップ等加算

正社員は月額 9,000 円以上を特例交付金手当として支給する。

時間給社員は 1 時間あたり 50 円以上を処遇改善手当として支給する。